

令和2年9月1日（火）

青梅市立学校 保護者の皆様

青梅市教育委員会

お子様が新型コロナウイルス感染症と判明した場合、
また、感染の疑いがあると判明した時の対応のお願い

日頃より、青梅市の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、日々の教育活動が大きく制限されるだけではなく、保護者の皆さんも楽しみにしていた学校行事等も中止・延期の判断をせざる得ない状況にあります。

さて、8月17日から市内の学校は順次2学期を開始したところではありますが、児童・生徒および保護者が、PCR検査中である等の報告を受けております。また、東京都教育委員会からも、2学期開始後、児童・生徒が濃厚接触者および感染者になる状況が発生しているとの連絡もありました。

このことから、お子様が感染の疑いがあると判明した場合、または感染者と判明した場合の対応について、下記の点についてご確認願います。

○ 濃厚接触者等、感染の疑いがあると判明した場合

- ・ 措置：出席停止（欠席とは異なり、法令に基づいた措置になります。）
- ・ 期間：感染がないと確認できるまで

※ 学校は、人権上の配慮から、校内に濃厚接触者がいることはお知らせしません。

○ 感染者と判明した場合

- ・ 措置：出席停止（欠席とは異なり、法令に基づいた措置になります。）
- ・ 期間：医療機関ないし保健所の指示により、治癒したとされるまで

※ 学校は、人権上の配慮から、感染者が特定されるようなお知らせはしません。なお、保健所の指示等で校内の消毒、および濃厚接触者を特定するまでの間、学校の臨時休業（数日間）、また、その後の状況をみて、臨時休業の延長や学年閉鎖、学級閉鎖、臨時休業を実施しない等の判断をしていきます。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があり、このことによって、いじめや誹謗中傷されることはあることは絶対にあってはならないことです。学校からもこのことについては、すでにお子様に指導をしているところではありますが、ご家庭でもお話しitていただきますようお願いします。

また、校内における感染を最小限に抑えるためにも、各家庭の中で、ご家族がPCR検査を受ける等の状況が発生した場合は、速やかに学校にご連絡いただきますようお願いします。

<問い合わせ>

青梅市教育委員会

電話番号 0428-22-1111（代）

指導室 担当：内線2376